

# A T M利用限度額について

J Aバンク広島では、広島県警からの要請等を受け、特殊詐欺の被害を軽減するため、一部のお客さまについて、A T Mでの利用限度額を以下のとおりとさせていただきます。

お客さまの大切な貯金を犯罪から守り、安心してお取引いただくための対応となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施日 **令和2年4月21日（火）より**

2. 対象のお客さま

**広島県内のJ Aで口座をお持ちの70歳以上の方のうち、  
A T M 1日あたりの利用限度額の設定が50万円超のお客さま**

※ I C キャッシュカードをお持ちの方が対象となります。

3. 変更内容

**キャッシュカード・通帳による 1日あたりのA T M取引  
のご利用限度額を50万円に引き下げさせていただきます。**

※ 県内外J Aならびに提携金融機関、コンビニA T M、ゆうちょA T Mでのお引き出し額、お振替額、お振込額とデビットカードご利用額を合算し、50万円となります。

- 今後、年2回、2月末および8月末で70歳に達した方を対象として、それぞれ4月および10月に利用限度額の引き下げを行います。
- 磁気ストライプ型のキャッシュカードをお持ちのお客さまについては、ご利用限度額の変更はありません（現在も上限額は50万円です）。
- 現在、『70歳以上かつ3年以上 窓口またはA T Mでお取引がない方を対象にご利用限度額を30万円に引き下げる』対応を実施しています。詳しくは次ページをご参照ください。これに加え、70歳以上のお客さま全員を対象として実施する取組みです。

※ **既にご利用限度額の変更を行われているお客さまは対象となりません。**

※ **引き続き、50万円を超えるお取引を希望される場合は、口座をお持ちの各支店窓口にご相談ください。**

**J A 広島中央**

お問い合わせは、各支店の窓口までご連絡ください。

J Aバンク広島のカッシュカード・通帳をご利用の

**70歳以上の方へ**

## **A T M利用限度額変更について**

J Aバンク広島では、広島県警からの要請等を受け特殊詐欺の被害を未然に防止するため、一部のお客さまについて、A T Mでの利用限度額を以下のとおりとさせていただきます。

お客さまの大切な貯金を犯罪から守り、安心してお取り引きいただくための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### **1. 実施日**

**平成 29 年 12 月 1 日より**

### **2. 対象のお客さま**

**広島県内の J A で口座をお持ちの 70 歳以上の方のうち、3 年以上窓口・A T M でお取引がない方。**

※キャッシュカードをお持ちのお客さまが対象となります。

※すでに A T M 利用限度額変更を行われているお客さまは対象となりません。

### **3. 変更内容**

**キャッシュカード・通帳による 1 日あたりの A T M 取引（お引出し・お振込み）のご利用限度額を 30 万円に引き下げさせていただきます。**

### **4. その他**

30 万円を超えるお取り引きを希望される場合は、キャッシュカード発行の J A 窓口にご相談ください。